

## 第二種健康診断特例区域治療支援事業

### ➤ 医療費助成の範囲

**以下を除き、全ての医療費が助成の対象になりました**

- ① 原子爆弾投下以前にかかった精神疾患
- ② 遺伝性疾病
- ③ 先天性疾病
- ④ むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

### ➤ 対象者（第二種健康診断受診者証所持者）

- ・ **11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている方が対象です**
- ・ **交付を受けるには、申請をしていただく必要があります**

- |                                                            |                                                 |                                                  |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ① 造血機能障害<br><small>（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）</small>              | ② 肝臓機能障害<br><small>（肝硬変など）</small>              | ③ 細胞増殖機能障害<br><small>（悪性新生物など）</small>           |
| ④ 内分泌腺機能障害<br><small>（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など）</small>     | ⑤ 脳血管障害<br><small>（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など）</small>    | ⑥ 循環器機能障害<br><small>（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）</small> |
| ⑦ 腎臓機能障害<br><small>（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など）</small> | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害<br><small>（白内障など）</small>       | ⑨ 呼吸器機能障害<br><small>（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など）</small> |
| ⑩ 運動器機能障害<br><small>（変形性関節症、変形性脊椎症など）</small>              | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害<br><small>（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）</small> |                                                  |

例えば・・・

白内障※⑧や、骨粗鬆症や関節症※⑩など  
はご高齢の方に多い症状です。

**「障害」にあたるかどうかを自己判断されず、  
医療機関または長崎県までご相談ください。**



### 1. 申請に必要な書類

- ① 申請書兼同意書（所定の様式）
- ② 診断書（所定の様式） ※ 診断書の費用は自己負担となります
- ③ 第二種健康診断受診者証の写し（氏名、生年月日、住所等の記載ページの写し）

（裏面もご確認ください）

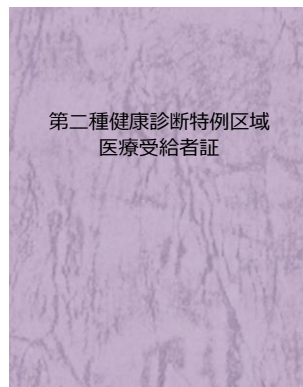
## 2. 申請から交付までの流れ

- ・申請を希望される方は長崎県までご連絡ください。申請に必要な書類を送付します。  
(なお、申請書や診断書はホームページからもダウンロードが可能です)

- ・提出された書類に不備があれば、ご連絡を差し上げます。

- ・審査の結果、交付された方にはご本人へ受給者証を郵送します。

※申請から交付まで、1～2か月程かかる場合があります



※画像はイメージです

## 3. 交付後の医療費について

交付日以降の医療費について助成が受けられるようになります

- ・交付後に医療機関を受診される際は、これまでと同様、いったん窓口で自己負担分をお支払いください。後日、償還払いとなります。

**注意）医療機関の領収書は保管をお願いします。**

償還払いの手続き方法や必要書類は、受給者証の送付の際に同封しますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

## 4. その他



- ・自分の症状は「障害」にはあてはまらないのでは・・・？対象となるのか？
- ・かかりつけ医がいくつもある。どこに診断書作成を依頼したらよいかのか？
- ・かかりつけ医に診断書を依頼したら、障害には当てはまらないと言われた。もう申請はできないのか？  
など

申請手続きについて少しでもご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください

※11種の障害に当てはまらない方で、被爆体験による基づく精神疾患がある方は、「**被爆体験者精神医療受給者証**」の交付申請が可能です。（但し、原爆投下時胎児は除く）

→ 交付申請希望される方は申請書を送付しますので長崎県までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 原爆被爆者援護課 保健医療班  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-895-2475